

医療費通知・領収書・診療明細書の解説

解説	
医療費通知	「医療費通知(医療費のお知らせ)」は、国民健康保険加入者の皆さまに健康や医療についての関心を高めてもらうことを目的として、1カ月ごとに各世帯にお届けしています。
領収書	医療機関や薬局では、医療費の内容が分かる「領収書」を発行しています。 領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類で、高額療養費の請求や確定申告において医療費控除を受ける際の添付資料として必要です。
診療明細書	医療機関や薬局では、領収書とは別に、受診内容がわかる「診療明細書」を交付しています。 診療明細書には、初・再診、入院料、検査、投薬、注射などが詳しく記載されているので、どのような治療が行われたのか、また、どんなことにどれだけの医療費がかかっているのか知ることができます。

医療費は、みなさんに納めていただいている保険税と国・県からの交付金などでまかなわれています。
医療費通知や領収書、明細書は、ご自身が受けた診療内容などを確認・証明するための大事な資料ですので、大切に保管してください。
また、医療費負担の仕組みや健康について理解を深めていただき国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。

国民健康保険からののお知らせ
「医療機関の領収書・明細書」
「医療費通知」は大切に保管を
国 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097



1 浄化槽は正しく使用しましょう

- 水は適正量使う
- ブローの電源を切らない
- 天ぷら油や野菜くずなどは流さない
- 保守点検・清掃を定期的にする



お知らせ

浄化槽についてのお知らせ

浄化槽は「生き物」です
正しく使用しましょう

国 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

4 浄化槽について理解を深める出前講座実施中

浄化槽協会では、浄化槽のことや法定検査制度などについて理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

【問合先】財団法人 福岡県浄化槽協会
☎092・947・1800

2 法定検査を受けましょう

浄化槽は、定期的な保守点検や清掃に加え、次の時期に法定検査を受けることが義務付けられています。

- ◇新たに設置後、使用を開始する直前
- ◇使用開始から3～5カ月の間
- ◇使用開始後、年に1回(毎年)



3 環境にやさしい合併浄化槽へ転換を

くみ取り式トイレまたは「し尿」のみしか処理できない浄化槽を利用しているご家庭は、台所や洗濯、風呂などから出る「生活雑排水」および「し尿」を併せて処理できる、環境にやさしい合併浄化槽へ転換しましょう。

5 浄化槽設置に補助金制度があります

種類	補助金額	設置の目安
5人槽	332,000円	建坪130㎡以下
7人槽	414,000円	建坪130㎡を超えるもの
10人槽	548,000円	二世帯住宅

※詳しくはお問い合わせください